

○和泉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成7年3月7日
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市自転車等の放置防止に関する条例(平成6年和泉市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(大型店舗等)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設は、別表の左欄に掲げる用途に供する施設のうち、同表中欄に掲げる規模のもの(2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。))にあっては、当該用途の区分ごとにそれぞれの右欄に定める方法により算定した台数の合計が20台以上となるもの)とする。

(自転車等放置禁止区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に、自転車等放置禁止区域標識(様式第1号)、立看板、その他当該区域が自転車等放置禁止区域であることを周知させるために必要な標識等を設置するものとする。

(撤去措置)

第4条 市長は、条例第11条及び第12条第2項の規定に基づき自転車等を撤去する場合において、やむを得ないと認めるときは、係留チェーンの切断その他必要な措置をとることができる。この場合において、当該自転車等の利用者等に損害が生じて、本市はその責めを負わないものとする。

(警告期間)

第5条 条例第12条第2項の規則で定める期間は、3日間とする。

(保管の告示)

第6条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 撤去した日
- (2) 撤去した区域
- (3) 保管場所
- (4) 保管期間
- (5) 返還方法

(保管期間)

第7条 条例第13条第3項の規則で定める保管期間は、撤去した日の翌日から起算して30日間とする。

(新築の場合の自転車等駐車場の設置基準)

第8条 条例第15条第1項及び第2項の規定により大型店舗等を新築しようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の基準は、次のとおりとする。

- (1) 別表の左欄に掲げる用途に応じ、同表の右欄に定める規模のものであること。この場合において、当該施設が混合用途施設であるときは、当該用途の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める方法により算定した台数を合計して算定するものとする。
- (2) 店舗等面積が5千平方メートルを超える施設にあっては、前号の規定にかかわらず、5千平方メートルまでの部分について別表の右欄に定める方法により算定した台数に、5千平方メートルを超える部分について同表の右欄に定める方法により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数を収容できる規模のものであること。この場合において、当該施設が混合用途施設であるときは、5千平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積の割合と5千平方メートルを超える部分における各用途の店舗面積の割合とは、それぞれ等しいものとみなして算定するものとする。

(増築の場合の自転車等駐車場の設置基準)

第9条 条例第15条第1項及び第2項の規定により大型店舗等について増築しようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の基準は、増築後の施設(当該施設のうち条例の施行日前に建築された部分及び条例附則第3項に規定する新築又は増築の部分を除く。以下この条において同じ。)をすべて新築したものみなして前条の規定により算定した収容台数から、条例の施行の日以後に設置された自転車等駐車場の収容台数を除いた台数を収容できる規模のものとする。ただし、増築後の施設が別表の中欄に掲げる規模に達しないものであるとき(混合用途施設にあっては、増築後の施設の用途の区分により算定した台数を合計した台数が20台未満となるものであるとき)は、この限りでない。

(自転車等駐車場の設置届)

第10条 条例第17条の規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、大型店舗等自転車等駐車場設置(変更)届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 店舗等施設の位置図
- (2) 店舗等施設の各階平面図
- (3) 自転車等駐車場の平面図
- (4) 自転車等駐車場の構造図

(立入検査証)

第11条 [条例第19条第2項](#)の規定により立入検査をする職員の身分を示す証票は、[様式第3号](#)のとおりとする。

附 則

[この規則](#)は、平成7年4月1日から施行する。

別表(第2条・第8条・第9条関係)

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他これらに類する小売業を含む店舗	店舗面積の合計が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルにつき1台として算定した台数の自転車等を収容できるもの
銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関	店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルにつき1台として算定した台数の自転車等を収容できるもの
ゲームセンターその他これらに類する遊技場	店舗面積の合計が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルにつき1台として算定した台数の自転車等を収容できるもの

備考

- 1 「店舗面積」とは、当該営業の用に供される建物の床面積(営業主及び従業者が専ら使用する区画の面積を除く。)をいう。
- 2 自転車等の収容台数に1台に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 自転車等の1台当たりの駐車スペースは、1平方メートル以上とする。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)



様式第2号(第10条関係)

様式第2号(第10条関係)

和泉市大型店舗等自転車等駐車場設置(変更)届

平成 年 月 日

和泉市長 殿

届出者 住 所(所在地)
氏 名(名 称) ①
電話番号

次のとおり自転車等駐車場を設置(変更)したいので届け出ます。

記

大型店舗等の概要	名 称				
	所 在 地				
	工 事 種 別	新 築・増 築		用 途 地 域	商業地域・近隣商業地域
	構 造	造 建		開店予定日	年 月 日
	従業員数	人		来客予定数	人／日
	用 途				合 計
	店舗面積	m ²	m ²	m ²	m ²
*条例の規定による算定台数		台	台	台	台
駐車場の概要	所 在 地				
	届出種別		供用開始予定日	年 月 日	
	構 造				
	規 模	m ² (台分)			

注意 *印の欄は、記入しないでください。

[様式第3号\(第11条関係\)](#)

様式第 3 号(第 11 条関係)

表	立 入 調 査 員 証									
									第	号
	所 属									
	職 名									
	氏 名									
	生年月日		年		月		日			
	上記の者は、和泉市自転車等の放置防止に関する条例第 19 条の規定に基づく立入調査員であることを証明する。									
	平成		年		月		日発行		和泉市長	
									㊟	

裏	和泉市自転車等の放置防止に関する条例(抜すい)									
	(立入検査等)									
	第 19 条 市長は、第 15 条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして自転車等駐車場に立入検査させることができる。									
	2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。									